

基礎研 レター

キャッシュレスを学ぼう④

電子決済等代行業

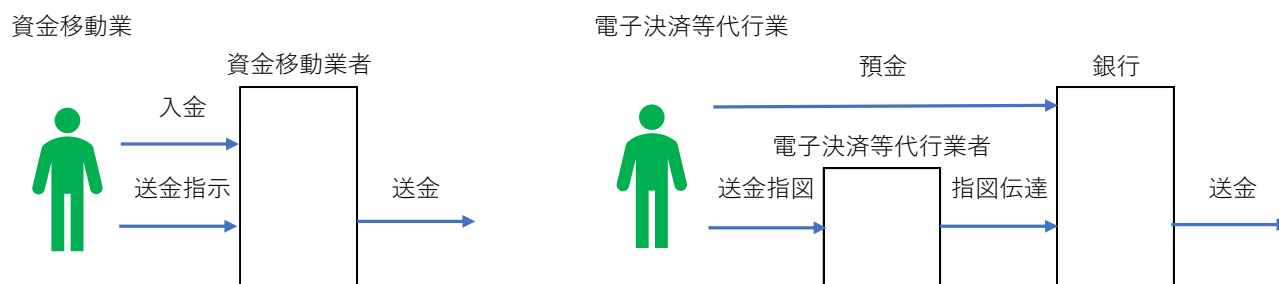
保険研究部 取締役研究理事 松澤 登

(03)3512-1866 matuzawa@nli-research.co.jp

1——はじめに

「キャッシュレスを学ぼう」シリーズの四回目は、電子決済等代行業についてである。前回の基礎研レター「[キャッシュレスを学ぼう\(3\)－資金移動業](#)」で解説した資金移動業では、送金（決済）を行うにあたって自社で資金を受け入れ、送金に自社インフラを用いる。他方、電子決済等代行業においては、資金は自社では受け入れず、送金インフラは既存の銀行のシステムを利用する。言い換えると、電子決済等代行業者は、銀行と預金者（ユーザー）を仲介する事業者である（図表1）。なお、電子決済等代行業は銀行だけではなく、信用金庫や農林水産系の金融機関に関しても認められるが、本稿ではこれらの金融機関をまとめて銀行と表示する。

【図表1】資金移動業と電子決済等代行業との比較（イメージ）



フィンテックを説明するときには、まず、この電子決済等代行業が取り上げられることも多い。銀行の機能をアンバンドリング（分解）するものであり、他のサービスとセットされることで新たな価値を創造するものである。この電子決済等代行業は2017年に法制化された。

今国会でも、主にはフィンテック業者が、銀行・証券・保険の提供する商品のうち、高度に専門的なものの以外を販売可能にする法案（金融サービス仲介法制）が審議されている。これについては、別稿を期したい。

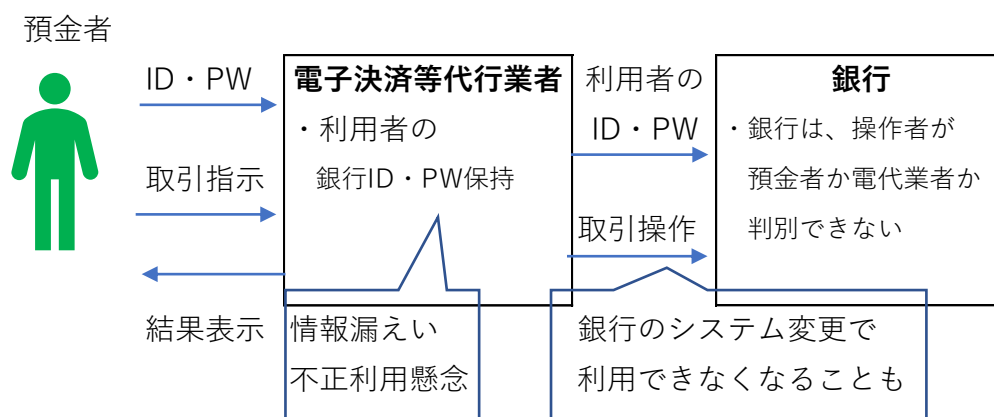
2—電子決済等代行業とは何か

電子決済等代行業には二種類の事業形態がある。ひとつは、ユーザーからの送金指図を銀行に伝達するもの（送金サービス等、一般に更新系と呼ばれる）と、銀行の預金残高や取引状況などの結果をユーザーに示すもの（家計簿サービス等、一般に参照系と呼ばれる）である。

これらの電子決済等代行業では、単にこれらの機能を提供するわけではなく、たとえば、更新系では、カード決済などのタイミングをとらえ、余剰資金を投資に回すなどのアルゴリズム貯金サービス、スマートフォンに表示されるQRコードによる決済の支払を、預金から行うQRコード決済サービスなどがある。また、参照系では、銀行やクレジットカード、証券会社の残高などをまとめて表示する家計簿アプリ、中小企業向けに口座の入出金やインターネットバンキングの取引状況の情報を取り込み、経費精算を行うような会計アプリがある¹。

電子決済等代行業においては、銀行とのシステムの接続の仕方が課題である。従来は電子決済等代行業者（図表では電代業者とも表記する）が、預金者（ユーザー）から銀行ID（口座番号等）およびパスワードを取得して、銀行システムにログインしてサービスを提供する方式（スクレイピング、図表2）が行われていた。電子決済等代行業者が銀行IDやパスワードを取得することで、情報漏えいや不正利用の問題が懸念されており、また、銀行がインターネットバンキングの仕様を変えると接続できなくなるなどの問題が指摘されていた。

【図表2】スクレイピング（更新系の例）

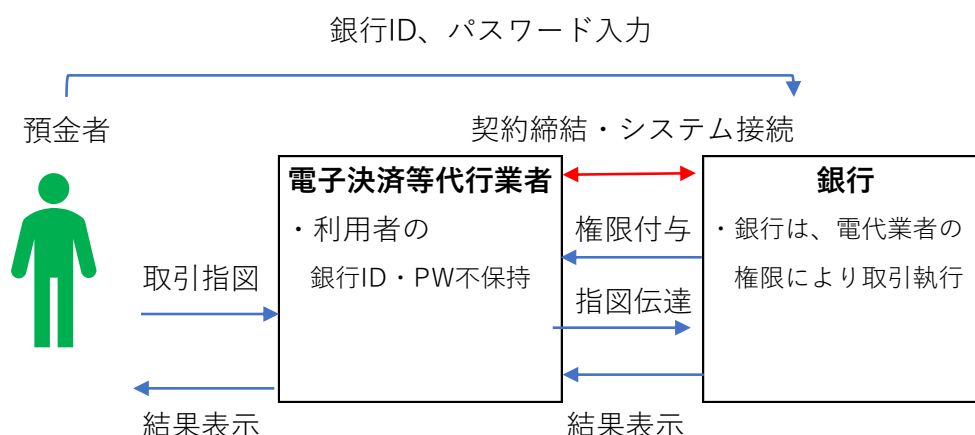


そこで、2017年の銀行法改正により、電子決済等代行業者と銀行とのシステムを直接つなぐ方式（オープンAPI）への転換が進められてきた。APIとはApplication Programming Interfaceの略で、一般にはアプリがOSで動くための手順のことを指す。そして、ここでのオープンAPIとは、銀行の預金管理システムへ接続するための仕様が、さまざまな電子決済等代行業者に対して広く解放され、電子決済等代行業者と銀行のシステムが接続されるものを指す（図表3）。

¹ 全国銀行協会資料 2019年10月18日

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/sankankvougikai2019/fintech/dai1/siryou3.pdf> 参照。

【図表 3】オープンAPI（更新系の例）

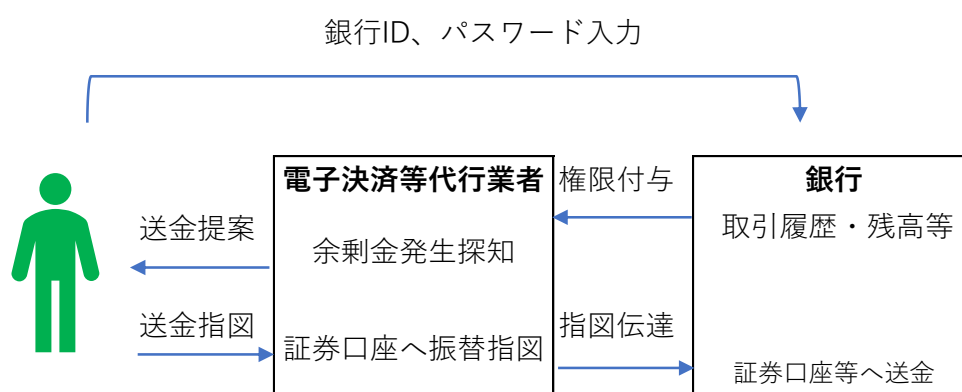


3——電子決済等代行業への規律

1 | 電子決済等代行業(更新型)

電子決済等代行業は銀行法で定義されている。上述のような更新系と参照系のサービスに合わせて、二つのカテゴリーが規定されている。まず一つ目は、預金者の委託を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、銀行に対して、預金者による為替取引の内容の伝達を行うものである（銀行法第2条第17項第1号）。これは、いわゆる電子送金サービス（更新系）であり、図表4がその例を示したものである。この図では、預金残高やクレジットカード利用履歴等から判断して、資金余剰があると電子決済等代行業者が判断して、証券口座に資金を送金することを提案し、預金者がその旨の送金指示を行うというスキームを示したものである²。

【図表 4】



送金サービス型にはいくつかの適用除外があり、次に記載するケースでは電子決済等代行業者の登録を要しない。まず、①定期的な支払いを目的とするもの、たとえば家賃や公共料金の振り込みを指

² 具体的な指図を行わない形態、すなわち、電子決済等代行業者が送金内容を取りまとめ、銀行のインターネットバンキングの画面に遷移し、預金者が送金指図するというものも規制対象となる（銀行法第2条第17項第1号、施行規則第1条の3の4）。

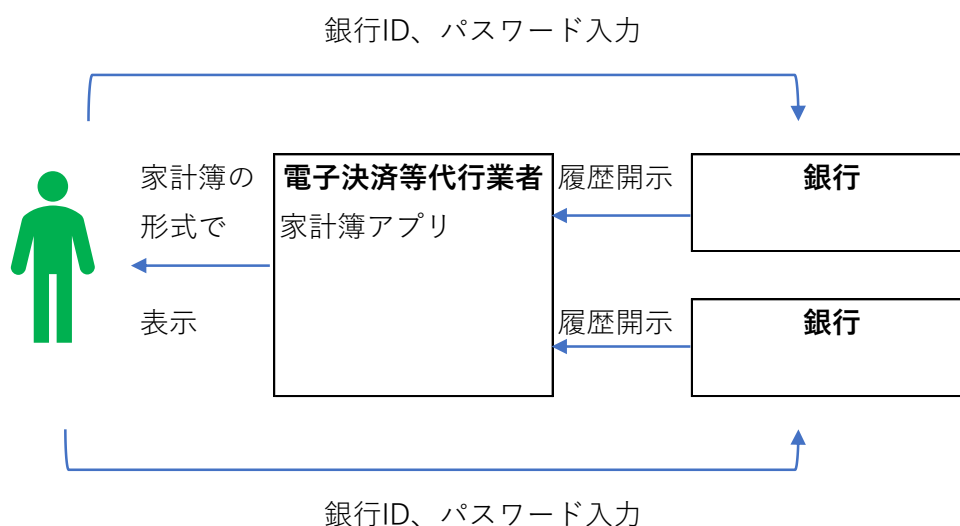
図するもの、②同一預金者の本支店間の口座での振替を指図するもの、③ふるさと納税など国や公共団体等への振り込みを指図するもの、④保険会社や貸金業者が行う保険料や弁済金などの支払い指図、証券会社による自社口座への入金指図など、商品・役務売買にかかる契約の債務の履行をするものである（施行規則第1条の3の3）。これらは電子決済等代行業者ではない一般の企業から、銀行に対して振替指図が行われるもの等であり、規制の適用外となる。

2 | 電子決済等代行業(参照型)

カテゴリーの二つ目は、いわゆる口座管理・家計簿サービスである（参照系）。具体的には、預金者の委託を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、銀行から口座に関する情報を取得し、この情報を預金者に提供するものである（銀行法第2条第17項第2号）。図表5は、銀行2行の情報をまとめて家計簿として表示する例のイメージである。

預金者は複数の銀行口座や、業者によっては証券口座などの残高を一括して参照することができ、資金の有効活用に関する情報の提供が可能になる。

【図表5】



4——電子決済等代行業にかかる規制の概要

1 | 電子決済等代行業者にかかる規制

電子決済等代行業を行うには、内閣総理大臣の登録を受ける必要がある（銀行法第52条の61の3）。登録の要件としては、大きくは三つある。一つ目は電子決済等代行業を適切かつ確実に遂行するための財産的基礎である（銀行法第52条の61の5第1項第1号イ）。この財産的基礎として求められているのは、純資産額がマイナスではないということだけである（施行規則第34条の64条の6）。電子決済等代行業者自身は利用者資金の預け入れを受けないため、財産規制は他の決済を扱う事業と

比較して特に緩やかである³。

二つ目は電子決済等代行業を適切かつ確実に遂行する体制の整備である（銀行法第 52 条の 61 の 5 第 1 項第 1 号ロ）。三つめは銀行法等に基づく一定の処分（本条違反による登録取り消しなど）を受け、処分の日から 5 年を経過しない者は登録を受けることができないとされている。

電子決済等代行業者は、利用者に対して、①電子決済等代行業者の名称等、②電子決済等代行業者の権限に関する事項、③電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項、④苦情または相談に応ずる営業所等の連絡先等について明らかにしなければならない（銀行法第 52 条の 61 の 8 第 1 項）。また、電子決済等代行業者と、銀行の行う業務の誤認を防止する措置等をとらなければならない（同条第 2 項）。さらに、電子決済等代行業者は利用者に対して誠実義務を負う（銀行法第 52 条の 61 の 8 第 2 項）。

2 | 電子決済等代行業者の銀行との契約締結義務

上述の通り、従来は、電子決済等代行業者が、利用者から銀行 ID およびパスワードを取得して行う、スクレイピングの方式が主流であったが、銀行法により電子決済等代行業者に銀行との契約締結を義務付けることにより、オープン API によるシステム接続に移行することが企図されている。

具体的に、電子決済等代行業者が事業を行うにあたっては、銀行との間に電子決済等代行業にかかるとの契約を締結しなければならない（銀行法第 52 条の 61 の 10 第 1 項）。この契約には、①利用者に損害が発生した場合における、銀行と電子決済等代行業者の損害賠償の分担に関する事項、②電子決済等代行業者が行うべき、利用者情報の適正な取り扱いおよび安全管理に関する措置、並びに電子決済等代行業者が措置を行わない場合に、銀行が行うことができる措置、③電子決済等代行業者が再委託を受けて業務を行う場合の、情報の適切な取り扱いおよび安全に関する措置を規定しなければならない（銀行法第 52 条の 61 の 10 第 2 項、施行規則第 34 条の 64 の 16）。電子決済等代行業者が銀行と契約を行った場合は、インターネットその他の方法により公表する（同条第 3 項）。

ところで、オープン API としての契約を締結するためには、電子決済等代行業者の契約締結義務も必要であるが、むしろ銀行側の対応をどう誘導するかが問題である。このことに関連して、銀行に一定の義務が課せられており、次項で説明する。

3 | 銀行が行うべき措置

電子決済等代行業を規定した改正銀行法は 2017 年 6 月に公布された（施行は 2018 年 6 月 1 日）。改正銀行法附則第 10 条により、銀行は公布後 9 か月以内に、電子決済等代行業者との連携および協働にかかる方針を、策定・公表することとされていた。「銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働にかかる方針に関する内閣府令」では、この方針に、基本方針、更新系 API の導入の有無、理由、導入予定時期、参照系 API の導入の有無、理由、導入予定時期等を定めることとしている。

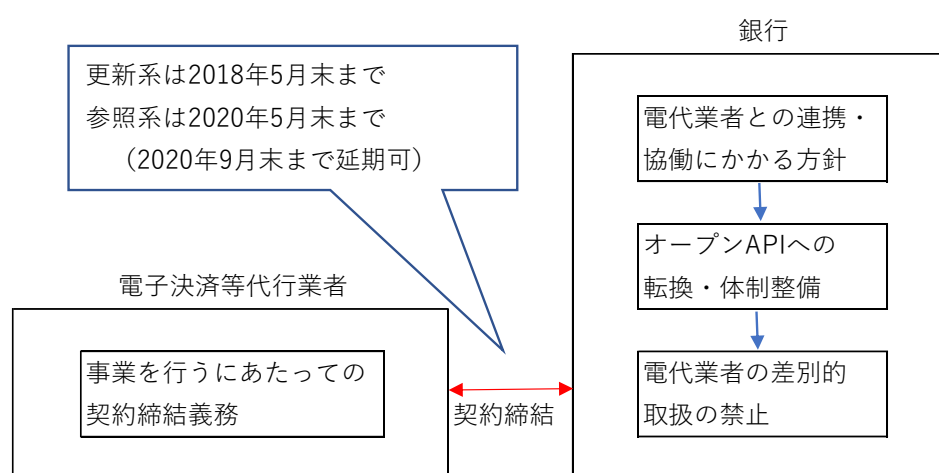
また、同じく改正銀行法附則第 11 条により、公布後 2 年以内に、銀行はオープン API への転換、体制整備を行うことの努力義務が課された。そのうえで、銀行は電子決済等代行業者との契約の締結にかかる基準を作成・公表し、これを満たす電子決済等代行業者については不当に差別的な取り扱い

³ 資金移動業では、送金途上にある利用者資金全額を保全する必要がある。

をしてはならないとされた（銀行法第 52 条の 61 の 11）。このことから、銀行が自社で定めた基準を満たす電子決済等代行業者とは、契約締結を不当に拒むことはできないことになる。このように、銀行側の方針決定、体制整備を経て、電子決済等代行業者と銀行とのオープンAPI 契約の締結を実現することとされている（図表 6）。

更新系については、法施行までに契約締結することとされていた。他方、参照系については契約締結期限が 2020 年 5 月末とされた（銀行法附則第 2 条第 4 項、銀行法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 4 項の政令で定める日を定める政令）。しかし、新型コロナウイルス感染症の蔓延による影響を鑑み、5 月末までに電子決済等代行業者と銀行のいずれもが契約締結の意思を有していた場合、2020 年 9 月 30 日までに契約締結を延期することが可能である（銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令）⁴。

【図表 6】



4 | 電子決済等代行業と銀行代理業

仮に、電子決済等代行業者の業務が、銀行から委託されて遂行しているものと解釈されてしまうと、銀行代理業として別途の規制がかかることになる。たとえば電子決済等代行業者がオープンAPI の契約を銀行と締結し、あわせてその銀行の広告宣伝を行うとしたときに、銀行からの広告宣伝料の支払いという名目の金銭が、実は銀行代理業に関する報酬に該当するのではないか。したがって、電子決済等代行業者は銀行代理業に該当するのではないかとの疑問がある。銀行代理業は登録より重い「許可」が必要な事業で、厳重な規制が課せられている。そのため、銀行代理業に該当するかどうかについて判断基準を明確化することが求められた。

金融庁は「銀行法等に関する留意点について（銀行法等ガイドライン）」を制定し、以下のいずれかに該当する場合は、銀行代理業には該当しないと整理した。すなわち、①銀行からの委託等に基づき、預金等の受け入れ、資金の貸し付け、手形の割引、為替取引を内容とする契約の締結の代理または媒介に関与するものではない場合、あるいは②これら契約の条件の確定または締結に関与する対価として、銀行から手数料等の経済対価を受領するものでない場合である。

⁴ <https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20200430-1/20200430.html>

このガイドラインに照らすと、まず、電子決済等代行業者は、一般には、預金者からの委託に基づいて送金指示の伝達や照会等を行うに過ぎないので、銀行代理業に該当しない。また、広告掲載により銀行から経済的利益を得ている場合においても、その価格の設定方式が取引件数比例等ではない(成功報酬的性格を有しない)場合は、契約条件の確定等に関する対価とは見ることはできないので、銀行代理業には該当しない。さらに、銀行が預金者からまとめて利用料金を徴収し、電子決済等代行業者の利用料金部分を還元するような場合(レベニューシェア)も、本来電子決済等代行業者が徴収すべき手数料を銀行が単に徴収代行をしたものとして、銀行代理業には該当しないこととされている⁵。

5—おわりに

リープフロッグ現象(蛙飛び現象)という言葉がある。たとえば固定電話が普及していない発展途上国で、先進国よりも早く携帯電話やスマートフォンが普及したことなどを指す。中国で電子決済が急速に発展したのも、銀行に口座を持てなかったり、銀行のサービスが便利でなかったりすることによる。

日本の銀行のサービスは便利である。特に、口座振替により月々の公共料金や共益費などが、利用者の指図なしに決済されるのは便利だと思う。これらもキャッシュレスだと思えば、日本が特にキャッシュレスに遅れているということにはならないかもしれない。

日本での問題は、銀行というそれ自身は便利な存在が、サービス面からみると一行一行、孤立した存在となっていて、サービスの横の展開がむづかしいことにあると思う。この観点からは、電子決済等代行業はブレークスルーとなる存在かもしれない。

もちろん、個人情報保護の観点からの考察や、利用者に対する優越的地位の濫用に該当する行為が行われないかといった考察は必要である。

はじめにで述べた通り、金融サービス仲介法制が国会で審議中である。電子決済等代行業者が金融サービス仲介業者となることで、さらなる発展が期待される分野であるので、今後もその動向を注視していきたい。

次回は、暗号資産(仮想通貨)について解説を行う。

⁵ ガイドライン制定時のパブリックコメント参照。 <https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20180530/01.pdf>